

# 連載 第32回 福聚山史

池浦 泰憲 文  
及川 一晋 編

## 戦後復興から現代へ

### 3、常円寺の墓地移転問題

前回は常円寺の庫裡の再建に至るまでの過程を追った。そこでは主に日野からの民家を解体運搬し、そして再築するという、作業での技術的な問題が大きく立ちはだかったが、それとともに、戦災復興の区画整理に伴う境内地の四分という問題があったことも知ることができた。

昭和二十二年（一九四七）七月十七日、定期総代会において「常山墓地移転二閣シ概略ノ報告」の墓地移転の問題が議事としてとりあげられていることもすでに触れたが、以降、墓地移転問題も、常円寺の復興にとって大きな問題の一つとなっている。

区部面積の二十八%が被災し、全戸数百四十四万戸の半分が焼失した東京都の復興への動きは、終戦の年の十二月三十日に「戦災地復興計画に関する基本方針」が閣議決定し、翌昭和二十一年（一九四六）の十月には「特別都市計画法」が公布され、こうした基本方針に沿って戦災地域の土地区画整理がすすめられていく。

この区画整理事業と寺院との関わりをみると、昭和二十二年に「復興土地区画整理に伴う墓地整備方針」が戦災復興院長から発せられ、これをつけて学識経験者や各宗派の代表によって「東京都寺院整理委員会」が組織される。この委員会では当初、各寺院に存する墓地を、東京都周辺や都内の緑地地域に集めるなど、区画整理の対象地域の寺院墓地を全て整理統合する

方針がたてられた。

ところが、この整理方針は、昭和二十四年（一九四九）、戦災復興計画の見直しによって大幅に修正され、土地整理の施行上障害となる部分のみを移転させる計画に変更される。常円寺では、昭和二十四年十月八日の定期総代会において、墓地移転問題に就いての報告がなされ、一ヶ月後の十一月六日の臨時総代会では、「一往反対ノ意思表示ヲナスコト」が決定している。

この意思は、昭和二十四年十二月十七日、北島総代と共に及川真孝上人が、東京都の第三建築事務所への具申と、柴田一能住職、各総代連署の「要望書」四通の提出によって示された。議事録にその文言が記録されている。

#### 要望書

今般常山墓地を他地区へ移転又は納骨堂を建立して全遺骨を集納すること等の案を御指示下さいましたので、屢次に亘り檀徒総代会を開き種々研究考案致し、次の如き結論になりました。

一、常山は慶長年間より當地に位置し、日蓮宗の由緒寺院として宗の内外に信篤きと共に檀家数二千墓地使用者千五百戸を算し、その大部分が先祖の廟所発掘には信行上多大の危惧を感じて居ります。

一、昭和廿年五月常山戦災に失せ檀信徒亦四方に分散し今日に至るもその居所の分明せるもの半数を出でず、従つて斯の重大事を半数を以て決定するは到底不可能であります。

一、右の事情よりして総代会は常山の墓地移転には賛成することが出来ません。

以上の如き結論を得ました故、貴局に於かれましても事情御賢察下さいますよう檀家総代人連署を

以て要望致します。

昭和二十四年十一月十七日（以下略）

まず、冒頭の文から、都から土地区画整理事業に抵触する墓地の移転、もしくは境内に新たに納骨堂を建立し、墓地に眠る遺骨をその堂に納めるよう提案されていたことがうかがえる。これに対し常円寺では、先祖代々の「廟所」を掘り起こすことは、これまで長きにわたり祀守してきたそれぞれの檀家にとって、信行上多大な影響を及ぼすことになるという危惧の念を伝えていた。また、第二項では、終戦から四年たった段階でも四散した檀家の半数以上と連絡が取れない状況であり、したがって、そのような重大な決断は容易にできないとしている。

当時、都の土地区画整理事業に対しては、都内の各地域で常円寺と同様に、訴願や行政不服の申し立て、さらには違法・不当を訴える訴訟があり、容易には進まない地域も多々あったようであるが、翌年七月、常円寺から檀信徒にあてられた施餓鬼法要の案内状の前文で墓地移転問題が進んでいないことと共に次のように伝えている。

#### 謹書

（前略）常山としては、墓地移転は反対で、多少地画は変わっても現在地換地を希望し、極力折衝中で具体的決定の折は御通知申し上げます。



常円寺墓地を二分する道路。“緊急車両の通行のため”ともいわれている。

地割決定を俟って直に再建に着手すべく、目下種々準備中でありませぬ。（以下略）

この文言から、常円寺の方針として、地画がかわっても、現状の墓地の中で移転作業を進めていく希望をもっていること、けれどもその区画整理がまだ決定されていないので着手出来ないことと伝えている。

それから三年後、昭和二十八年（一九五三）四月二十日には、「復興工事経過報告書」が配布される。これによれば、土地区画整理が目下逐次実施されつつあること、そして、その区画の予想される線によれば、墓地内に六丁の道路が東西に一本新設され、さらには南北に道路拡張に伴う墓地の削減があるという。したがって、それにもなつて相当数の墓地の移転が必要となるであろうこと、さらにはその換地を全て寺内でまかなうため、直接路線に触れない墓碑も、その「しわ寄せによって」多少の移動が行われることもあるとして、檀信徒の理解と協力が求められた。そして、翌昭和二十九年（一九五四）十月八日の役員会において、墓地移転完了が報告され、墓地移転問題は決着をみるのである。

ところで、これにさかのぼる昭和二十六年（一九五一）五月二十七日の総代会では、「常地区割整理促進ノ件」として、地元諸関係機関と協力して、常円寺が区画整理事業を促進するよう陳情書を出し、むしろ常円寺が都に働きかけていくとしている。これは現状の墓地内での移転という常円寺の方針を実現するための動きと思われるが、それを地元地域の連携の中で進めていくこととしている点が注目される。

常円寺の復興にとって境内地・墓地の問題は重要である。それを地元諸機関との協力によって促進させていくこととは、すなわち常円寺の復興が、立地する地元地域の復興と共にかわりあいながら実現されていくことが不可欠であったことを示しているといえよう。（つづく）